

諮問文及び諮問理由

国道総第448号
令和5年3月3日

社会資本整備審議会
会長 進藤 孝生 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

諮 問

国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領に基づき、令和5年度予算に係る道路事業（直轄事業）の新規事業採択時評価について、ご意見を承りたい。

諮問理由

「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領第4 1 (3) ①直轄事業」において、「本省等は、当該事業の予算化について、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く」こととされている。

令和5年度予算に係る道路事業（直轄事業）の新規事業採択時評価にあたり、同要領に掲げる「学識経験者等の第三者から構成される委員会等」として、社会资本整備審議会にご意見を承るものである。

国社整審第65号
令和5年3月6日

道路分科会
分科会長 石田 東生 様

社会資本整備審議会
会長 進藤 孝生

令和5年度予算に係る道路事業（直轄事業）の新規事業採択時評価
について（付託）

令和5年3月3日付け国道総第448号により当審議会に諮問された令和5年度予算に係る道路事業（直轄事業）の新規事業採択時評価については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、道路分科会に付託します。